

あきる野市無電柱化計画（案）

あきる野市

あきる野市無電柱化計画（案）

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 無電柱化の目的.....	2
3. 計画の位置付け.....	3
4. 計画期間.....	3
5. SGDsとの関連性.....	4
第2章 国・東京都・近隣市町村における無電柱化の動向.....	5
1. 国の動向.....	5
2. 東京都の動向.....	7
3. 近隣市町村の動向.....	9
第3章 無電柱化の整備方法と課題について.....	10
1. 整備手法.....	10
2. 電線共同溝について.....	12
3. 課題.....	13
第4章 あきる野市における無電柱化に関する基本的な方針.....	16
1. 現状.....	16
2. 基本方針.....	18
3. 整備手法の選定.....	19
4. 優先道路の選定.....	21
第5章 今後の無電柱化に向けた取組.....	24
1. 道路事業や市街地開発事業等にあわせた無電柱化.....	24
2. 無電柱化の低コスト化に向けた取組.....	25
3. 多様な整備手法の活用.....	27
4. 補助金制度の活用.....	29
5. 占用制度の運用について.....	30

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

戦後、急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が建てられてきました。その結果、電線が張り巡らされ、電柱が立ち並び、良好な景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げになっています。また、災害時に電柱が倒れ、道路が塞がってしまう恐れがあるとともに、首都圏直下地震等、大規模災害が発生した場合にも甚大な被害が想定されることから、無電柱化の重要性が一層高まっています。しかし、日本国内の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にあります。

このような状況を受けて、災害による被害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために、道路の地下空間を活用して電力線や通信線等をまとめて収容する無電柱化が全国的に進められています。

国では、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として『無電柱化の推進に関する法律（以下、『無電柱化法』という）』を定め、平成28年に施行し、国や地方公共団体等の責務や推進計画の策定及び無電柱化施策の実施等について規定しました。

東京都においても、平成29年に『東京都無電柱化推進条例』を施行し、令和3年6月には『東京都無電柱化推進計画』を改定して、無電柱化を進めていく道路や区市町村が行う無電柱化を促進していくための取組等を示しました。

これらの背景を踏まえ、本市は、災害に強く、安全で安心なまちづくりを実現するため、市道における無電柱化に関する基本的な方針や、具体的な整備路線を定めた『あきる野市無電柱化計画（以下、『本計画』という）』を策定します。



森っこサンちゃん

2. 無電柱化の目的

無電柱化を図ることにより、安全に安心して生活できる環境が整備され、また、街並みが整うことにより、災害に強く、魅力あるまちとなります。このことから、無電柱化は、主に以下の3つの目的で実施されています。

(1) 防災 <都市防災機能の強化>

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話等のライフラインの安全供給を確保します。

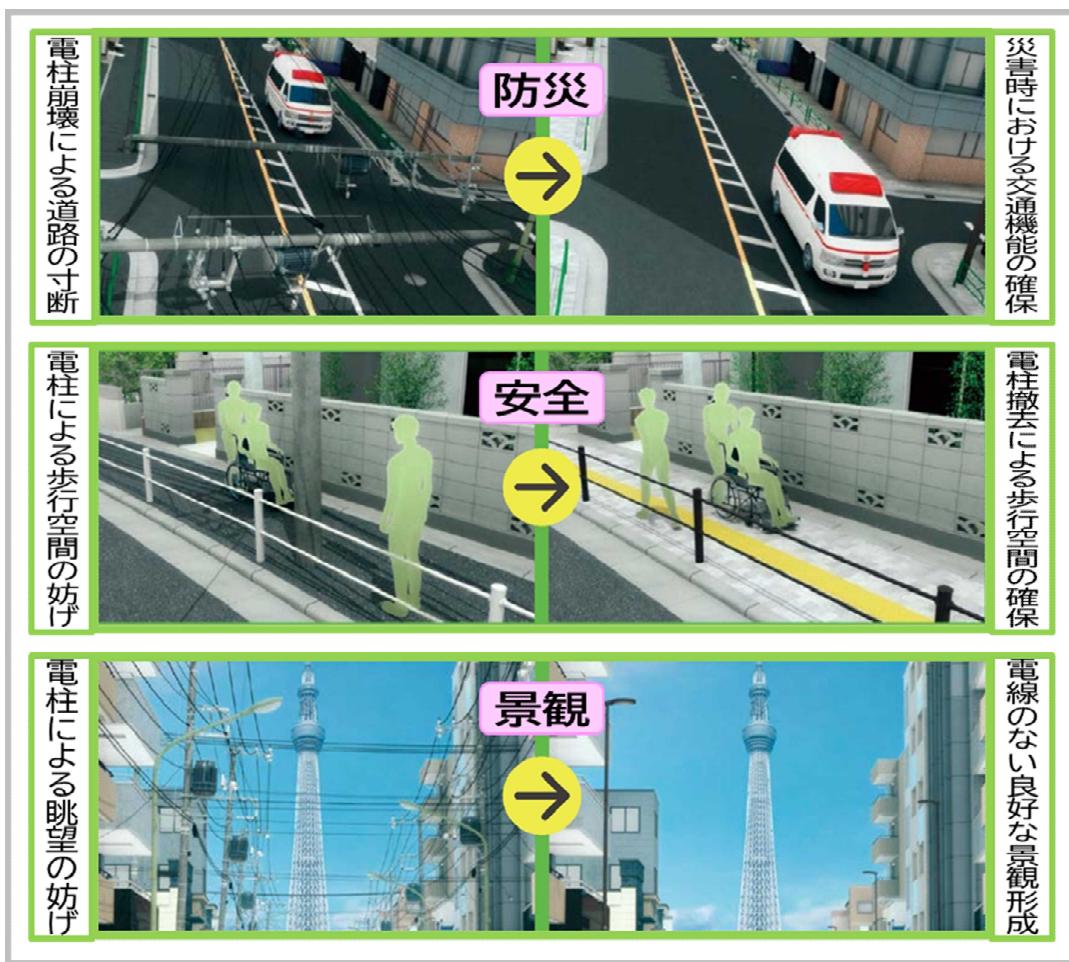
(2) 安全 <安全で快適な歩行空間の確保>

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保します。

(3) 景観 <良好な都市景観の創出>

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図ります。

図1 無電柱化の3つの目的



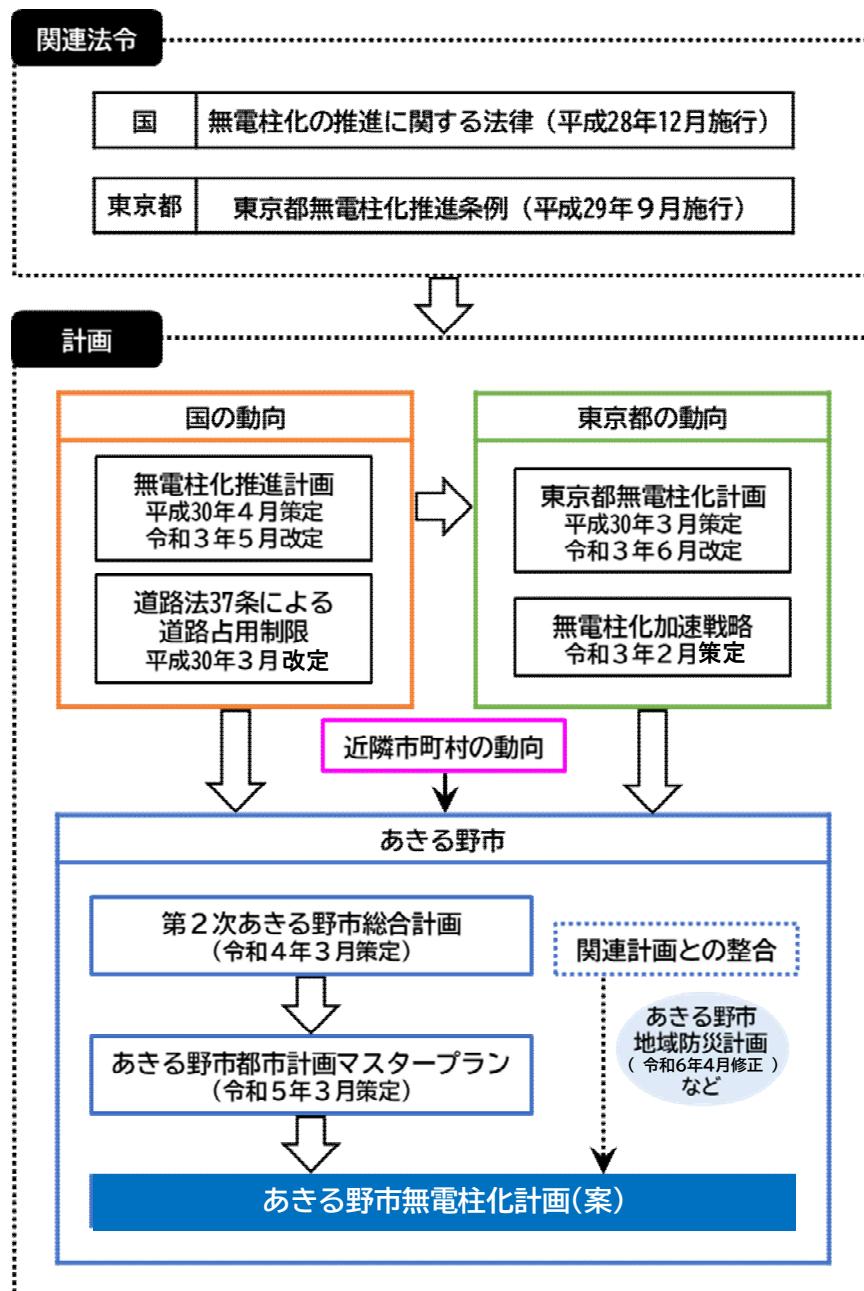
(出典：東京都パンフレット『無電柱化ってなに？』)

3. 計画の位置付け

本計画は、『無電柱化法』第8条第2項において策定が努力義務とされている市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）に相当するものです。

『無電柱化法』のほか、国や東京都、近隣市町村における無電柱化の動向を踏まえ、市の上位計画である『第2次あきる野市総合計画』や『あきる野市都市計画マスタープラン』を基本とし、『あきる野市地域防災計画』等の関連計画と整合を図り、策定します。

図2 計画の位置付け



4. 計画期間

本計画での期間は、市の上位計画や関連計画との整合を図る観点から、令和6年から概ね10年とします。

また、この計画期間においても、無電柱化に関する国や都の動向、社会情勢の変化や技術開発、市の上位計画等の改定にあわせて、適宜見直しを行います。

5. SDGsとの関連性

平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に取り組むこととしています。

本市においても、『第2次あきる野市総合計画』に掲げている基本計画の各種施策を着実に推進することで、将来都市像の実現とSDGsの達成を目指しています。

無電柱化は、SDGsの17のゴールのうち、『9. 産業と技術革新の基盤をつくろう』、『11. 住み続けられるまちづくりを』、『13. 気候変動に具体的な対策を』、『17. パートナーシップで目標を達成しよう』に貢献することができるため、本市におけるSDGsの達成の観点からも、より一層取り組んでいく必要があります。

図3 無電柱化とSDGsとの関連性



(国際連合広報センターホームページを基に作成)

第2章 国・東京都・近隣市町村における無電柱化の動向

1. 国の動向

(1) 無電柱化法の施行

平成28年12月に無電柱化法が制定され、無電柱化を推進する7つの施策が挙げられました。

～無電柱化法の7つの施策～

- ① 広報活動及び啓発活動
- ② 無電柱化の日（11月10日）の設立
- ③ 国・地方公共団体による道路法37条第1項に基づいた道路占用の禁止又は制限等の実施
- ④ 道路事業や市街地開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- ⑤ 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及
- ⑥ 無電柱化工事の施工等のため、国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- ⑦ 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置を実施

(2) 無電柱化推進計画の改定

令和3年5月に改定され、基本的な方針として「新設電柱を増やさない」、「特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させる」ということを取組姿勢としています。また、無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずるために8つの施策が挙げられています。

～基本的な方針（取組姿勢）～

- ・新設電柱を増やさない
特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させる
- ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす
- ・事業の更なるスピードアップを図る

～無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずるための8つの施策～

- ① 緊急輸送道路の電柱を減少
- ② 新設電柱の抑制
- ③ コスト縮減の推進
- ④ 事業のスピードアップ
- ⑤ 占用制限の的確な運用
- ⑥ 財政的措置
- ⑦ メンテナンス・点検及び維持管理
- ⑧ 関係者間の連携の強化

(3) 道路法第37条による道路の占用制限

平成25年度に改正された道路法では、防災上優先度の高い緊急輸送道路において、電柱の設置が制限できるようになりました。さらに、歩行者等の安全・円滑な通行の確保が必要となる著しく狭い歩道についても電柱の設置が制限できるよう、平成30年3月に改正されています。

～道路法第37条～

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

～規制の概要～

① 区域指定する道路

緊急輸送道路について区域指定を告示した上、新設電柱の占用を禁止

② 既存電柱の取扱い

占用禁止日前に占用許可された既存電柱については、当面の間占用を許可

③ 仮設電柱の例外

地中化や民地への設置等が直ちに実施できず、やむなく道路区域内に電柱の設置をせざるを得ない場合は、仮設電柱の設置を許可（原則2年間）

2. 東京都の動向

(1) 東京都無電柱化推進条例の施行

東京都無電柱化推進条例が平成29年9月に施行されました。条例に基づき、東京都の管理する都道や指定区間外国道や臨港道路全線での電柱の新設禁止を実施しています。今後は、関係事業者に対して既存電柱の除去について促す取組を進め、電柱の抑制に努めることとしています。

～無電柱化の推進に関する施策～

- ① 無電柱化の重要性に関する都民の理解及び関心を深めるための広報活動等の実施
- ② 道路の占用の禁止
- ③ 市街地開発事業等における電柱又は電線の新設の禁止及び既設電柱又は電線の撤去
- ④ 無電柱化の迅速な推進及び費用縮減のための調査研究、技術開発の推進
- ⑤ 効率的な施行等のための関係事業者との協力

(2) 無電柱化加速化戦略の策定

令和3年2月に「無電柱化加速化戦略」を策定し、激甚化する台風等の自然災害等を踏まえて無電柱化を一層推進するための「無電柱化3原則」と「7つの戦略」が示されました。

～無電柱化3原則～

「電柱を減らす」「これ以上電柱を増やさない」「無電柱化の費用を減らす」

～無電柱化3原則に基づく7つの戦略～

- ① 年間の整備規模倍増による都道のスピードアップ
- ② 年間の整備規模倍増による臨港道路等のスピードアップ
- ③ 台風等の自然災害に対しても停電・通信障害が発生しない島しょ地域の実現
- ④ 市町村道への財政的支援を強化
- ⑤ 宅地開発等まちづくりでの無電柱化の義務化へ向けた取組強化
- ⑥ 「東京都電柱新設禁止連絡会議」を創設し、区市町村へのはたらきかけによる電柱の新設禁止の拡大
- ⑦ 電線管理者と連携し、更なる技術開発、一層のコスト縮減を促進

(3) 無電柱化計画の改定

「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、東京都無電柱化推進条例及び無電柱化法に基づく計画として令和3年6月に改定されました。今まで掲げてきた無電柱化の3つの目的に加えて、「無電柱化加速化戦略」で示された「無電柱化3原則」を基本的な方針とし、無電柱化の推進に関するための施策として7つの施策が挙げられています。

～無電柱化の目的～

① 都市防災機能の強化

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話等のライフラインの安定供給を確保する

② 安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保する

③ 良好な都市景観の創出

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図る

～基本的な方針（無電柱化3原則）～

「電柱を減らす」「これ以上電柱を増やさない」「無電柱化の費用を減らす」

～無電柱化の推進に関するための7つの施策～

① 都道の無電柱化の推進

② 臨港道路の無電柱化の推進

③ 島しょ地域での無電柱化の推進

④ 区市町村道への支援強化

⑤ まちづくりにおける無電柱化の面的展開

⑥ 電線を増やさない取組

⑦ 技術開発・コスト縮減の促進

3. 近隣市町村の動向

本市の近隣市町村においても、国や東京都の動向を踏まえた様々な無電柱化の取組が進められています。

表1 近隣市町村における無電柱化の取組（令和5年度時点）

市町村名	取組内容
八王子市	八王子市無電柱化推進計画を策定し、無電柱化事業の実施、道路事業や開発事業等に合わせた無電柱化、占用制度の運用、関係者間の連携の強化、広報・啓発活動、国や都への支援要望、無電柱化情報の共有についての取組を行っています。また、技術検討委員会を開催し、コスト縮減に向けた工法の比較検討を実施しています。
青梅市	令和4年度から令和9年度の期間にかけて、東京都の補助金支援（無電柱化チャレンジ支援事業）を活用し、青梅駅の駅前広場東側に接続する市道青2001号線において、無電柱化（電線共同溝整備）事業を実施しています。
羽村市	令和4年度より、東京都の補助金支援（無電柱化チャレンジ支援事業制度）の認定に向けて、（公財）東京都道路整備保全公社と連携し、市道第2002号線（通称：羽村駅前中央通り）のうち、羽村駅東口の駅前広場から都道249号線までの区間において、無電柱化整備計画を検討しています。また、安価な部材や浅層埋設等の手法を採用するようコスト削減に向けた検討を進めています。
福生市	平成29年度より、緊急輸送（都道165号線）と防災拠点である市役所を結ぶ市道幹線II-11号線（通称：元町通り）において、無電柱化整備事業を実施しており、令和9年度完成を目指しています。その他、拡幅事業や市街地再開発事業にあわせた無電柱化整備についても計画しています。また、コスト削減に向けて、浅層埋設や角形多条管の採用を検討しています。
檜原村	檜原村の福祉、医療、保健の施設が一箇所に集まった複合施設「やすらぎの里」から都道205号線までの区間において、道路開設時に無電柱化の整備を行っています。この路線については、令和6年4月1日付けで道路法37条に基づく占用制限の適用を予定しています。